

訪問看護事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

医療措置協定の締結について（依頼）

本県の感染症対策行政の推進に、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、新型コロナウイルス感染症に対応した経験等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関等との間で協定を締結する仕組みが法定化されました。

本県では、県内の関係機関、団体、専門家等で構成する新潟県感染症対策連携協議会において、上記についての議論を重ねた結果、県と医療機関等との協定締結が非常に重要であるとの結論に至りました。

ついては、別紙 1「協定の締結依頼について」の趣旨を御理解いただき、下記のとおり協定を締結くださるようお願いいたします。

記

1 協定の対象
訪問看護事業所

2 協定締結方法等

別紙 2 リーフレット裏面の協定締結の手順に沿って、「協定書入力フォーム」に入力をお願いします。

なお、協定内容等の詳細は別紙 3、別紙 4 を、協定書入力フォームシステムの操作に関する詳細は別紙 5 を御覧ください。

※新潟県ホームページ（添付した資料や、説明会の見逃し配信を掲載しています）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kyoutei-home.html>

【送付資料】

別紙 1 協定の締結依頼について

別紙 2 リーフレット「医療措置協定」締結のお願い

別紙 3 協定書の解説（訪問看護事業所）

別紙 4 新潟県感染症予防計画の医療措置協定に係る F A Q（訪問看護事業所）

別紙 5 協定書入力フォーム システム操作マニュアル

【担当者】

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課 早福、安藤、高橋

電話：025-280-5162 E-mail：honbu2@pref.niigata.lg.jp